

令和2年

第10回 農業委員会総会（月例会）議案

令和2年8月7日

前橋市農業委員会

令和2年 第10回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年8月7日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和2年8月7日 午後3時18分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

18番 関根 由彦

・事務局出席者

事務局長 本間 達雄	副参事 片貝 早苗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 井上 一則	主任 篠崎 菜穂子	主任 坂本 憲昭	主事 小池 雪乃
臨時職員 宮田 厚子			

・その他の出席者

農政課 副参事 中野 孝一

・付議事件

- (1) 議案第44号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- (2) 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第47号 農業法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第48号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農業振興地域整備計画（西善中内産業団地）の変更に係る農業委員会への意見聴取について
- (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (3) 令和3年度市農業施設等に関する意見・要望事項の協議について
- (4) 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
（農業振興地域分）

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について

- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

本間局長	<p>それでは、予定の方全員がおそろいになりましたので、これから令和2年第10回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、18番 関根 由彦委員の1人であり、したがって、在任委員24人中23人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
深町会長 本間局長	<p>◇(挨拶)</p> <p>会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。</p>
議 長	<p>《深町会長、議長に就任》</p> <p>それでは、令和2年第10回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。3番 須賀民雄委員、4番 平野 豊一委員をお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に、総会運営について確認をいたします。総会での発言は、起立又は挙手により、総会議席番号を告げ、議長の許可を求めて、発言をお願いします。本会議は公開となっておりますので、発言につきましては、個人情報、個人名や個人が特定できる内容に触れることの無いようにお願いします。審議内容が複雑多岐に渡るときは暫時休憩し、協議を行いたいと思います。また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、通話による会議の中断とにならないようにお願いします。以上のとおりご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第44号・農地法の規定による許可の取消し(3条許可)について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
小池主事 議 長	<p>◇(議案書、地目、面積、取消し理由を朗読、説明)</p> <p>以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。</p>
議 長	<p>◇(意見、質問等なし)</p> <p>ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇(挙 手)</p> <p>全員賛成でありますので、議案第44号・農地法の規定による許可の取消し(3条許可)については、整理番号1番を承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第45号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から13番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
小池主事	<p>◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)</p> <p>整理番号6番は、個人から法人へ経営を移し、農地所有適格法人へ移行するための申請です。整理番号7番は、農地所有適格法人が農地を取得するための申請です。</p> <p>以上、整理番号1番から13番まで、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。</p>
議 長	<p>なお、整理番号13番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。</p>
19番委員 (1班班長)	<p>現地案内図3条の13番、資料の1ページから10ページをご覧ください。申請地は、県道四ツ塚原之郷線の南に位置し、前橋市立滝窪小学校から北東約1.3km、大胡総合運動公園から北約1.2kmの距離にある農用地区域内にある農地です。申請人はH20年に設立し</p>

た農業生産法人です。農業生産拡大のため、農業作業場及び保管場がある土地を探していたところ、本土地を紹介され申請しました。面接には、代表者が来られました。申請地には、アシタバ、キクラゲを栽培。現在深谷のほうで1,000㎡の畑に、アシタバを2年間栽培しております。出荷先はヨークマート、フレッシュイ、鈴木商店を予定しています。調査班としては、最善の努力をする条件で許可相当と判断いたしました。

議長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から13番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第45号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から13番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第46号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的を朗読、説明）

以上、整理番号1番から7番までは農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第46号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から7番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第47号・農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに整理番号1番から28番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）

以上、整理番号1番から28番までは、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長 なお、整理番号18番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

19番委員
(1班班長)

現地案内図5条の18番、資料の18ページから24ページをご覧ください。申請地は、群馬県畜産試験場から北約3.3kmに位置し、北側と東側は譲受法人が経営する施設、南側は道路を挟んで山林、西側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。譲受法人は、関東一円から食品副産物を回収し、特殊肥料やキノコ培地を製造、販売しています。事業の拡大に伴い、駐車場やトラックの待機場が不足しているための申請です。面接には代理人と、譲受法人の常務が来られました。会社の概要は、1983年設立、従業員70人、年間売上13億円。譲渡人と譲受人の代表は親子関係です。申請地には碎石を入れ舗装します。安全柵を設置し、周辺農地には迷惑をかけないとのことです。調査班としては、周りの環境に配慮し、最善の努力をする条件で許可相当と判断いたしました。

議長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問

問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1から28番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第47号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1から28番までを許可とすることに決定いたします。

次に、整理番号29番から56番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的を朗読、説明）

整理番号36番から40番は、同一譲受人です。

以上、整理番号29番から56番までは、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号32番、35番、36番から40番まで、55番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

19番委員
(1班班長)

整理番号5条の32番、現地・面接案内図25ページから31ページをご覧ください。申請地は、ぐんまフラワーパークから東約1.2kmに位置し、北側は道路を挟んで畑、東側と南側は畑、西側は道を挟んで山林となる小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。譲受法人は、土木業を営む会社です。従業員33人、年間売上4億円～5億円です。経営規模拡大のため、露天資材置場を探しておりましたら、譲渡人から農業耕作離農の相談を受け、露天資材置場として利用したい旨を伝えたところ、快く承諾していただき申請いたしました。面接には譲受法人の代表者と代理人が来られました。埋土は道路と同じ高さくらいにします。隣地との境界にはロープを張り、外灯、照明等は考えていないとのことです。調査班としては、問題点もないことから許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の35番、現地・面接案内図32ページから38ページをご覧ください。申請地は、前橋市宮城支所から西北西約1.3kmの距離にあり、南側と西側は譲受法人の豚舎で、他方向は田に囲まれた農用区域内にある農地です。農用区域内農地は、原則転用できませんが、令第4条第1項第2号イの規定にある農業用施設であるため、不許可の例外であると判断いたしました。譲受法人は、現在養豚業を営んでおり、繁殖豚630頭、雄15頭、肥育豚7,500頭です。規模拡大したく申請しました。面接には、代理人と譲受法人の経営者が来られました。申請施設の概要について、肥育豚1,500頭、繁殖豚900頭、年間売上5億5千万円から6億円を計画しています。糞尿処理は今の施設を利用し、処理後の糞はコンポストにして売却します。今回の施設建設に関して反対する者はなく、公害防除には特に気を付けております。調査班としては、特に問題がないので、許可相当と判断いたしました。

整理番号5条の36番から40番、現地・面接調査案内図39ページから52ページをご覧ください。申請地は、前橋総合運動公園から西約1.2km、JA前橋市本所から東約600mに位置し、西側は一級河川、南側と東側は水路、北側は田に囲まれた農用区域内にある農地です。農用区域内農地は原則転用できませんが、令第4条第1項2号イの規定にある農業用施設であるため、不許可の例外であると判断いたしました。譲受法人は、現在、酪農業を営んでおり、搾乳牛280頭、乳量1日8t、年間売上4億円から5億円です。この度、牛舎の施設を増設し、牛舎及び堆肥舎各1棟を新設することにより、搾乳牛480頭、1日の乳量15t、育成牛300頭、年間売上9億円に生産拡大したいとの申請です。面接には譲受法人の代表者と代理人が来られました。調査班としては、営農意欲が認められ、周りの環境に配慮

し、最善の努力をする条件で許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条55番、資料の11ページから17ページをご覧ください。申請地は、農振法の用途区分変更済ですが、農地転用の手続きを経ないで、豚舎を建設したものです。今回の申請は是正です。申請人は農業法人です。建物は既に農業用建物として建設されており、外装、内装を修繕し、資材物置として使用することです。調査班としては、深谷市から1時間(38km)かけて通い、努力することですので、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号29番から56番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第47号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号29番から56番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第48号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任

◇(議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第48号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第48号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

次に、協議事項(1)、農業振興地域整備計画図(西善中内産業団地)の変更に係る農業委員会への意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

中野副参事

◇(説明：農政課)

協議事項(1)、西善中内産業団地の案件につきましては、都合により協議事項から取下げさせて頂きたいと思っております。理由ですが、現在西善中内産業団地の関係につきましては、国と農林調整を行っております。その承諾通知が8月の中旬ごろのことでしたが、9月の中旬以降にずれ込む予定となりましたので、今回の協議事項から取下げさせて頂きたく思います。農業委員会への意見聴取につきましては、関係書類が整い次第、改めてお願いしたいと思っております。

議長

ただ今の事務局の説明のとおり、協議事項(1)、農業振興地域整備計画(西善中内産業団地)の変更に係る農業委員会への意見聴取については、今回は、協議事項から取下げいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、協議事項(2)、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任 相続税納税猶予の特例の適用を受けた後、農業経営を20年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありました。

今回の調査対象者2人の特例農地の状況について、事務局職員が17筆を7月17日に、現地確認を実施し、整理番号1番は、対象農地全3筆、水田農地として管理されていました。整理番号2番は、対象農地全14筆、水田、耕運、野菜栽培が行われており、農地として適正に利用されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。つきましては、報告のとおり税務署へ回答してよろしいか、協議をお願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、報告のあったとおりの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、協議事項（2）、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。

次に、協議事項（3）、令和3年度市農業施策等に関する意見・要望事項について、協議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

坂本主任 ◇（資料説明）

①農業用施設の償却資産税の減免等について
②番豚熱ワクチン接種手数料の減免について
③番有害鳥獣による被害対策について
④番認定農業者への支援について

今後のスケジュールですが、10月1日に、市長・議長に対して意見・要望書を提出しますので、今回の総会の協議でテーマを決定し、次回9月の総会で内容の最終決定をします。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

6番委員 1番につきまして、昨今新型コロナウイルスにより牛肉、酪農、花卉農家は、経済的に深刻な状態にありますと記載されています。豚、他の家畜は含まれないのでしょうか。

議 長 事務局、説明をお願いします。

坂本主任 1番について、肉牛とありますが、他の業種を含めたほうがよろしければ、含めることも可能です。

6番委員 肉牛でなく、他の言葉で言い換えられるのであれば、花卉農家というような包括的な言葉に置き換えたほうがよいと思います。

坂本主任 今回のテーマが、新型コロナウイルスの影響を受けた生産者の施設及び自然災害を受けた施設に係る償却資産税の減免を求めるもので、肉牛、花卉農家については、農政課で支援金の形で見舞金の支払いをしています。今回、新型コロナウイルスの関係で、限定していますが、他の農家も影響を受けているでしょうし、協議をしていただければと思います。

議 長 具体的な他の言い回しがあれば、参考にさせていただきます。

6番委員 畜産農家という言葉ですと包括できるのではと思います。

坂本主任 畜産農家、施設園芸農家という文言ですと、だいたい含まれるのでは。

6番委員 色々含まれる文言のほうが良いと思います。

本間局長
6番委員 追加するという意味ではなく、包括的な表現にまとめるという意味でしょうか。
はいそうです。新型コロナウイルスで、記載されています肉牛、花卉農家に限らず影響を受けています。

本間局長
議長 包括的表現に修正させていただきます。
文言につきましては、そのような方向で検討させていただきます。その他、ご意見等ございませんか。

16番委員 3番の有害鳥獣について、イノシシ、シカとありますが、中山間地では、ハクビシンの被害が多く発生しています。イノシシ、シカは当然のこと、中山間地では果樹園が多く、ハクビシンの被害が重大です。ハクビシンも記載していただきたい。電気柵の場合は大型の有害鳥獣が対象と言われます。ハクビシンが対象になるか確認中ですが。小型の有害鳥獣についても認識していただけるように記載していただきたい。

坂本主任 具体的にハクビシン等も、電気柵の対象になるよう記載するということですね。
16番委員 ハクビシンも対象になっているか確認中ですが。
議長 事務局で確認し、もし、対象外でしたら、要望にいれましょう。
15番委員 野ネズミの被害も深刻です。例えば、ラッカセイ、ジャガイモ、サツマイモなど。以前はネズミ退治がありましたが、なくなってしまいました。皆さんに認識していただいて、将来的に取り上げていただければと思います。

議長 野ネズミ駆除については、全体的に考えて行かないと。畦畔や作物の被害状況は山、里どこでも出ています。今回取り上げて3番に入れるか、別項目を設けるか、検討させていただいてよろしいでしょうか。

15番委員 はい。
20番委員 野ネズミについては、かなり被害が出ています。以前は一斉の野焼き等で、ダニ、野ネズミ等の駆除ができましたが、禁止になり、作物栽培しても土手からのダニが多く、駆除するのも大変です。これからは有害鳥獣だけでなく、周知してもらうためにも、要望に文言を入れていただければと思います。

議長 3番の有害鳥獣ではなく、別の項目になるかと思えます。
20番委員 被害が出ていることを多くの方に知っていただくのも大切だと思います。皆さんの切望です。よろしくお願いします

8番委員 確認ですが、個人での野ネズミ駆除ですが、薬をまくのは問題にならないのですか。
議長 JAに確認します。事務局、有害鳥獣とは別に野草駆除についても考えてください。
坂本主任 はい。
議長 その他、ご意見等ございませんか。なければ、事務局に任せていただいてよろしいでしょうか。

議長 ◇（賛成の声あり）
それでは、令和3年度市農業施策等に関する意見・要望事項については、次回の総会について審議し、決定したいと思います。

議長 次に、協議事項（4）、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（農業振興地域分）、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

坂本主任 ◇（資料説明）
協議事項（4）につきましては、現地調査を特別調査班で5月22日に実施いたしました。1筆について、篠、雑木に覆われており、非農地と判定しましたが、青地として残す必要があるかの農政課での審査後に、再度総会で協議するため、6月の総会で保留になりました。

た案件です。

農政課の審査結果は、農地法第10条第3項の非該当農地として農用地区域から除外することでやむをえないと考え、農政課では、青地として残す必要のない農地と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

20番委員

場所の確認。

16番委員

現地調査に行きましたが、この1筆のような実態を条件とし、青地から除外し、非農地と判断する前例と考えてよいのでしょうか。

坂本主任

所有者から申請があれば、判定の対象にします。農政課でも、ひどい農地の青地につきましては、農振区域の見直しに向けて検討しています。

議 長

青地と白地の見直しは、どれくらいの期間でするのですか。

坂本主任

3年から4年です。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。

13番委員

有害鳥獣に関係しますが、非農地にするということは、そのままの原野でよいということになり、有害鳥獣が住み着くリスクも大きくなると思います。農政課でもどちらに重きを置くということでの、非農地判定だと思いますが、有害鳥獣の住処になるという可能性も配慮していただきたいと思います。

議 長

現状を確認した上での判断だと思います。そういった懸念材料も踏まえた上で十分検討して行きたいと思います。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（4）、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（農業振興地域分）、非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（4）、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（農業振興地域分）、非農地とすることに決定いたします。

次に、30ページから38ページまでの報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 0件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 13件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 8件 |
| （4）現況証明交付状況 | 1件 |

報告事項（5）は、7月総会において許可とした法第5条の農地転用2件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後3時18分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年8月7日

議 長

署名人

署名人